

回 答 書

令和4年度 定期報告制度講習会

質問	回答
① 調査結果表7(1)で、“常開の防火設備のある建物は、7に項目を追加”とありますが 常開の防火設備とはどのような物でしょうか。 又、項目を追加し検査としては何を行なえば良いのでしょうか。 詳しい説明をお願い致します。	常開の防火設備とは、平常時は開放状態にあり、火災時にのみ閉鎖する防火戸等のことであり、平成28年の改正で政令指定の建築物に設置された常開の防火設備の報告が義務付けられました。 調査結果表7項に記載するのは“政令指定以外の建築物”※に設置された常開の防火設備が存する場合です。（特定建築物の防火設備の項目が常閉に限定されたため） ※政令指定以外の建築物＝特定行政庁指定の共同住宅・事務所・集会場等 追記いただく調査項目は、「防火設備の劣化及び損傷」や「作動状況」、「作動の障害となる物品の放置状況」となります。 「提出書類の記入要領について」（P19）を別紙のとおり改訂しますのでご参照ください。 （なお「常開の防火設備」と「随時閉鎖式」防火設備と2通りの表現で記述しておりましたので随時閉鎖式に表現を統一しました。）

改訂案「提出書類の記入要領について」P19

※点線囲み部分を追加

番号	調 査 項 目		調査結果			担当調査 者番号
			指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
6	その他					
6 (1)	特殊な構造等	縦構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	—		
6 (2)			膜張力及びケーブル張力の状況	—		
6 (3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）	—		
6 (4)		高さ20mを超える建築物	上部構造の可動の状況	—		
6 (5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	—		
6 (6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	○		2
6 (7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況	○		2
6 (8)		令第138条第1項第一号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況	—		
6 (9)		高さ6mを超えるもの	付帯金物の劣化及び損傷の状況	—		
7	上記以外の調査項目					
(1)	外装タイル工事の有機系接着剤張り工法による有機系接着剤の引張接着試験 竣工時の第1回引張接着試験を○年○月○日実施			○	有機系接着剤張り工法	
(2)	随時閉鎖式防火設備の本体と枠の劣化及び損傷の状況			○	政令指定以外の建築物目を追加してください	
(3)	随時閉鎖式防火設備の開鎖又は作動の状況			○		
(4)	随時閉鎖式防火設備の開鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況			○		

点検方法	判定基準
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することである。	
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することである。	膜体に破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等があること。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することである。	膜張力又はケーブル張力が低下していること。
目視により確認するとともに、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することである。	鋼材部分に著しい錆、腐食等があること。
目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することである。	上部構造の水平移動に支障がある状態となっていること又は障害物があること。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	避雷針又は避雷導線が腐食、破損又は破断していること。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	煙突本体及び建築物との接合部に著しいひび割れ、肌分かれ等があること。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	付帯金物に著しい錆、腐食等があること。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	煙突本体に鉄筋露出若しくは腐食又は著しい錆、錆汁、ひび割れ、欠損等があること。
必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	アンカーボルト等に著しい錆、腐食、緊結不良等があること。

有機系接着剤張り工法による外装タイルについて、外壁の外装仕上げ材等の調査を引張接着試験により行った場合、7 (1) に記入する。（記入例 P31）

政令指定以外の建築物（特定行政庁指定の共同住宅・事務所・劇場・集会場等の用途）で、常開（随時閉鎖式）の防火設備のある建物は、7 (2) (3) (4) の項目を追加してください。

回 答 書

令和4年度 定期報告制度講習会

質問	回答
① 調査については資格者（一級建築士、他）になっております。 提出（報告）者においては登録事務所との説明でした。 以前まで当法人の社員である私が提出をしておりました。 貴社様と事前協議も行ない了解を得ていましたが、今年度から事務所登録事業所のみになったのですか。 （追分：一級建築士取得者です）	建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合は管理者）は、「定期(3年毎)に建築士（一級もしくは二級）又は調査資格者にその状況を調査させて、結果を特定行政庁へ報告しなければならない。」とされており、報告を行なう者は所有者（または管理者）です。提出に当たり特に資格は必要ありません。（建築基準法第12条第1項） また建築士の資格を以って調査を行なう者が、他人の求めに応じ報酬を得て業として調査等を行なう場合は、建築士事務所の登録が必要ですが、自社の建物の調査を行う場合は不要です。（建築士法第23条） 「提出書類の記入要領について」（P5）を別紙のとおり追記しました。

改訂案「提出書類の記入要領について」P5

(別紙)

※点線囲み部分を追加

定期調査報告書
(第一面)

建築基準法第12条第1項の規定による定期調査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は、事実に相違ありません。

特定行政庁 佐賀県知事
又は
佐賀市長 様

日付は提出日です。
令和 年 月 日

令和3年1月1日より押印不要

所有者と管理者が異なる場合は、**管理者**を記入してください。
※「管理者」とは、当該建築物の維持管理、長期修繕計画等に対して、金銭面も含め、主体的に関与しているもの。

報告者氏名 〇〇〇文化会館 館長 佐賀 花子

調査者氏名 〇〇〇 〇〇〇〇

代表となる調査者を記入してください。

【1. 所有者】
【イ. 氏名のフリガナ】 〇〇ハウジン サガカイ リジチョウ サガ タロウ
【ロ. 氏名】 〇〇法人 佐賀会 理事長 佐賀 太郎
【ハ. 郵便番号】 840-1234
【ニ. 住所】 佐賀県佐賀市佐賀町123
【ホ. 電話番号】 0952-12-3456

法人にあっては、代表者名も記入してください。

【2. 管理者】
【イ. 氏名のフリガナ】 〇〇〇ブンカカイカン カンチョウ サガ ハナコ
【ロ. 氏名】 〇〇〇文化会館 館長 佐賀 花子
【ハ. 郵便番号】 840-5678
【ニ. 住所】 佐賀県佐賀市佐賀町456
【ホ. 電話番号】 0952-12-7890

【3. 調査者】
(代表となる調査者)
【イ. 資格】

(1級) 建築士
特定建築物調査員

(大臣) 登録第 〇〇〇〇 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 〇〇〇 〇〇〇〇
【ハ. 氏名】 〇〇 〇〇
【ニ. 勤務先】 〇〇〇〇建築設計事務所

(1級) 建築士事務所

(佐賀県) 知事登録第 〇〇〇〇 号

【ホ. 郵便番号】 〇〇〇 〇〇〇〇
【ヘ. 所在地】 〇〇〇〇〇〇〇
【ト. 電話番号】 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

建築士の資格で調査をする場合、建築士法第23条の定めにより建築士事務所登録が必要です。
(報酬を得て、業として行おうとする者は事務所を定め、都道府県知事の登録を受けなければならない。)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

回 答 書

令和4年度 定期報告制度講習会

質問	回答
① 防火扉の検査方法の中で「プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する」とありますが、その際の扉の始動位置に決まりはあるのでしょうか？	防火設備定期検査業務基準（2020年改訂版）P86「閉鎖力の測定」の記述の中に、 “閉鎖時に人の頭が挟まれる危険性のある20cm～30cm手前の位置に戸先がある状態での引張力を測定する” と示されています。

回 答 書

令和4年度 定期報告制度講習会

質問	回答
機械排煙について 建築設備の定期検査報告のポイント資料2ページ目 1-2.特定建築設備等で、「居室に設けられた機械排煙設備①、②、③、⑥」とあります。 令129条の13の3第13項に想定する乗降ロビーは検査及び風量測定記録表が必要と思われ ますが、令第126条の2第1項の居室以外は検査対象外でしょうか。 同一排煙機で居室及び廊下とも排煙している場合、居室のみの検査及び風量測定記録表 の報告でよいでしょうか。	佐賀県（佐賀市を含む）では建築基準法施行令第126条の2第1項に規定により設けられた 機械排煙設備の定期報告を求めていますので、同一排煙機で居室及び廊下とも排煙している 場合は廊下まで含めて検査及び風量測定記録表の報告をお願いします。 （佐賀県 建築基準法施行細則第7条第3号による） 令123条第3項第2号に規定する階段室又は附室や令129条の13の3第13項に規定する 昇降路又は昇降ロビーに設けられた排煙設備の場合は報告の対象外です。 ※ ”建築設備の定期検査報告のポイント”及び”提出書類の記入要領について（建築設備）” における「居室」は「居室等」に読み替えをお願いします。（別紙参照）

「建築設備の定期検査報告のポイント」

※点線囲み部分を修正



1-2 特定建築設備等

- 建築設備定期検査

当概用途の床面積 $A \geq 2000\text{m}^2$

特定建築物用途①②③⑥

- 中央管理方式による空調設備①②③⑥
- 火気使用のための換気設備②③
- **居室等**に設けられた機械排煙設備①②③⑥
- 非常用の照明装置①②③⑥

「提出書類の記入要領について(建築設備)」

※点線囲み部分を修正

●建築設備

報告対象施設用途	建築設備の種類	建築設備の内容	報告の要否
① 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場 ② 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗 ③ 旅館又はホテル ④ 病院、診療所、就寝用途の児童福祉施設等 ※上記①から④に掲げる用途の床面積2,000㎡以上	換気設備	中央管理方式による空調設備(無窓居室の機械換気)	必要
		上記以外の機械換気	不要
		用途①②で火気使用のための機械換気	不要
		用途③④で火気使用のための機械換気	必要
	排煙設備	居室等に設けられた機械排煙設備 ※	必要
	非常用照明	開放型蓄電池を予備電源としたもの	必要
		開放型蓄電池と自家用発電装置とを組み合わせたもの	必要
		内蔵型及び密閉型蓄電池のみ	不要
		自家用発電機装置のみ	不要

※1 令第126条の2第1項に規定する居室等が報告の対象です。
 令第123条第3項第2号に規定する階段室又は附室や令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は昇降ロビーに設けられた排煙設備の報告は不要です。

※2 衛生設備はすべて対象外とし、報告は不要です。